

大学公認プログラムでこれから留学する皆さんへ

早稲田大学 学生健康増進互助会

【 重 要 】 留学期間中の互助会費の口座引落について

学生健康増進互助会では、毎年 5 月と 10 月の学費納入と同時期に、互助会費（1,500 円ずつ、年間 3,000 円）を会員資格のある学生の皆さんに納入いただいています。皆さんが留学中であり、早稲田大学の学費等が免除の場合であっても、**互助会費は 5 月と 10 月に学費引落口座から引き落とされます。**

特に、留学先の大学にプログラムフィーを支払う形態での留学プログラムを選択された留学生の皆さんは、日本で開設した学費納入のための口座は閉鎖せず、最低でも 3,000 円は入れておくようにしてください。口座を閉鎖したり、口座残高が 3,000 円未満の場合にはわざわざ互助会費を納入するために留学先から帰国しなくてはなりません。十分ご注意ください。

記

1. 早稲田大学学生健康増進互助会（学生早健会）とは？

早稲田大学学生健康増進互助会は、会員（学生）から納入された会費によって、会員の健康の維持・増進を図るための活動や医療費給付・健康診断補助費給付などの事業を行う、早稲田大学独自の互助会組織です。会員の皆さんが日本国内の医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を、請求に基づき給付しています。給付対象者は会員本人のみで、会員の家族は対象になりません。また学生早健会からの医療費給付は、基本的に医療保険適用範囲内のものに限られます。（※年度給付限度額 60,000 円）

2. 会員とは？

学生早健会の会員は以下の通りです。

①各学部の正規生（ダブルディグリーを含む） ②各大学院の正規生（〃）③各大学院の研究生

3. なぜ留学中でも互助会費を納入しなければならないのか？

留学中であっても、持病や不慮の病気のため一時帰国をして医療機関にかかったり調剤を受けたりしなければならない場合があります。そのような事態に対応するため、留学中であっても互助会費を納入いただいています。

なお、留学中（※）に互助会の医療給付制度を利用しなかった場合には、**帰国後に互助会費の一部を返金する制度**もあります。詳細は以下 Web サイトをご参照ください。

<https://www.waseda.jp/inst/student/support/studenthealth>

以 上

（※）互助会費の返還対象となるのは大学公認プログラムで留学する場合のみです。

海外渡航せずにオンラインのみで完結するプログラムは互助会費の返還対象外です。

◆問い合わせ先◆

早稲田大学 学生健康増進互助会 事務所 （戸山キャンパス・学生会館 1 階）

TEL: 03-3203-4349（月～金・10～16 時） E-mail: gakusei-kenko@list.waseda.jp